

みんなの21世紀

なくそう差別 守ろう人権

令和元年度 新温泉町人権ポスター優秀作品



照来小学校6年 きたがわ
北川 ゆき さん



浜坂南小学校6年 おお た あさ ひ
大田 朝陽 さん



浜坂中学校2年 う の せい ら
宇野 惺羅 さん



浜坂認定こども園 みやが い
宮階 ひなた さん



人は環境で育まれる

子どもたちは、社会的に保護され守られるべき存在であり、また権利の主体でもあります。

わが国は、平成6年に「児童の権利に関する条約」を批准し、平成12年には「児童虐待の防止に関する法律」をはじめ様々な法律を施行する等、子どもたちの人権を守るための法整備を図ってきました。

しかし、現在、いじめ、暴力行為、虐待、自殺、不登校等々、少子化が進む中で子どもたちを取り巻く状況は大変深刻です。急増する社会問題は児童虐待の被害者が後を絶たない状況であり、兵庫県の児童相談所で対応した児童虐待件数は過去最多を記録し、但馬地域でも増加しています。

虐待を受けているのは就学前児が最も多く、虐待者は実母が48%と高くなっています。その一因として、核家族化が進み、子育てや生活の悩みを親が抱え込むことが挙げられており、諸悪の根源は「自分の所有物である子どもをどう育てようが勝手」という認識だと専門家は指摘しています。

子どもの権利や立場を最大限に尊重し、エゴを押し付けず、意見を聞いた上で本人の希望や好み、適正をしっかりと見てあげることが大切です。

法律では、「虐待を発見し、又は疑った人は相談機関に通告しなければならない」と規定されており、また、通告した人には虐待の事実を立証する責任は生じません。

すべての町民が一体となって、未来を託す子どもたちを虐待から守るために、町民、保護者、関係機関の責務を明確にするとともに、虐待予防の観点から子育て支援を充実させ、虐待の早期発見と通告に心がけていきましょう。

新温泉町人権啓発指導員代表 寺 谷 展 久

新温泉町の人権施策

新温泉町人権啓発推進条例

新温泉町には人権啓発推進条例があります。平成17年に兵庫県下で3番目に制定されました。その目的はもちろん「人権が尊重されるまちづくり」です。しかし、条例ができたからといってすぐにまちが良くなるわけではありません。「まちづくり」は「ひとづくり」という言葉があるように、まちをつくるのはそこに住んでいる住民です。一方、環境が人をつくるという言葉もあります。人は環境によっても成長していきます。人が環境をつくり、つくられた環境がまた人を成長させてくれる。そうしながら、そこに住む人と環境がお互いに高まりあいながら相乗効果を生み出し住み良いまちができていくと考えます。

条例の第3条には、「町民はお互いに基本的人権を尊重し、自ら人権尊重のまちづくりの一員であることを自覚し、差別の解消に努めるものとする」と町民の責務がかかれています。このまちに住むすべての人がそのような意識を持ち、少しでもまちを良くしていこうとするならば、まちは必ずや私たち住民に今以上の幸せをもたらしてくれるものと信じています。

（目的）

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、町及び町民が共に力を合わせ、お互いの人権が尊重され誇りが持てる町づくりの実現に寄与することを目的とする。

（町の責務）

第2条 町は、人権尊重の理念に基づき、人間性を豊かにする人権教育及び啓発活動を推進し、人権意識の醸成及び高揚に努めるものとする。

（町民の責務）

第3条 町民は、お互いに基本的人権を尊重し、自ら人権尊重の町づくりの一員であることを自覚し、差別の解消に努めるものとする。

（人権啓発推進委員会の設置）

第4条 第1条の目的を達成するため、人権啓発推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（以下略）

新温泉町人権啓発方針

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について平等であり、いかなる事由による差別をも受けることなく、権利と自由とを享有することができる。

同和問題をはじめ障がい（視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい）者、高齢者、女性、子ども、外国人、アイヌの人々、エイズウィルス（HIV）感染者・ハンセン病患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害、矯正施設被収容者、性的指向による偏見・差別、ホームレス、性同一性障がい者等、あらゆる差別・人権問題は、人類普遍の原理である人間の自由、尊厳と権利、平等にかかわる問題である。

これらの差別・人権問題を解消するため、新温泉町人権啓発推進条例の目的を踏まえ、行政はもとより、町民自らも人権意識の高揚と差別・人権問題の解消に努め、お互いの人権が尊重され、差別のない誇りが持てる町、地域社会づくりに積極的に取組まなければならない。

基 本 姿 勢

- 1 内閣同和対策審議会答申及び人権擁護推進審議会答申の理念並びに「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「人権教育・啓発に関する基本計画」、「新温泉町人権啓発推進条例」に基づき、人権意識の高揚を図る。
- 2 同和問題をはじめとするあらゆる差別・人権問題の解消を図るため、学校及び地域社会における人権教育及び人権啓発を推進する。
- 3 人権施策を協議する機関として人権啓発推進委員会を設置し、人権教育及び人権啓発並びに人権施策の推進を図る。
- 4 人権施策推進の行政機関として人権施策行政推進会議を設置し、人権施策を推進する。
- 5 人権教育啓発指導者の育成・確保に努める。
- 6 差別・人権問題に総合的に取組むため、担当部署の体制を強化するとともに、住民学習及び住民交流の拠点として文化会館の運営等の整備充実に努める。

人権啓発指導員研修会

新温泉町では、同和問題をはじめあらゆる差別の解消をめざして、人権教育及び人権啓発推進、人権尊重の意識の高揚を図ることを目的に、指導助言に当たる人権啓発指導員を配置しています。人権啓発指導員は、地域、各種団体、職場などで行われる人権学習会、研修会、講座等において、住民により身近な存在として、住民の意識や認識に対応した啓発、指導・助言を行い得ることを目指して研修を重ねています。

日時：令和元年５月３１日（金）

場所：新温泉町文化会館

令和元年５月３１日（金）、新温泉町文化会館で、本年度の人権啓発指導員研修会を開催しました。

研修会では、本年度の人権啓発DVD「君が、いるから」（テーマ：子ども・若者の人権）を視聴し、その後、講師としてお招きした、鳥取市人権情報センター人権教育推進員の衣笠尚貴さんからお話を聞きました。

DVD「君が、いるから」は、母親からの心理的な虐待に悩んでいる若い女性が主人公として登場します。

母親から自分の生き方を制限され、自分が愛されていると感じることができず、自己肯定感の低い彼女は、出会う人々とのふれあいを通じて新たな価値観に気付いていきます。子どもや若者が一人で問題を抱え込み、困難な状況に陥らないために、居場所作りの大切さや、人々が支えあって生きていくことの大切さ等、わたしたち一人ひとりにできることは何かについて考えることができました。



後半の衣笠尚貴講師のお話では、このDVDは現在子育て中の自分にとっても、日々を振り返る良い機会になった。自分も日ごろ子育ての中で大きな声を出すことがあるが、実は大声で怒鳴ることは自分の心に余裕が無いときである。子どもの同じ行為でも、心に余裕のあるときは大きな声を出さないものである。

心理的虐待とは、『大声や脅し等によって、恐怖に陥れる、無視や拒否的な態度をとる、著しく兄弟間の差別をする、自尊心を傷つける言葉を繰り返し使って傷つける、子どもがドメスティック・バイオレンス（DV）を目撃する』などである。子どもの目の前で家族に対して暴力を振るうことも心理的虐待に含まれている。いま、現実には心理的虐待が身体的虐待を上回っている。自分も現在多くの高校生といろいろな場面でかわりがあるが、彼らを見ていると自分の考えを表出することができない若者が比較的多い。主人公の奏さんは幼少期に心理的・身体的な虐待を経験しているかもしれない。現在でも過呼吸を起こしていることから推測できる。そして、母親にコントロールされていることも分かる。いやだと思っていることでも自分から言えない。そのことは、母親の「私の言うことを聞いていればいいんだ」という言葉にも表れている。差別を受けたり暴力を受けたりした人は自分から告発できない場合が多い。周りの人は「言ってくれないと分からない、訴えてきてくれないと支援できない」というが、このことは、被害者への心理的虐待になっているのである。そして、ついに命を失うことに繋がっていく場合もあることを理解しなくてはならない。

「虐待かと思ったら、189（いち・はや・く）。勘違いかもしれない、確証がない、すぐに終わるかもしれないと思うずに、おかしいと思ったら「189」に通報してほしい。「189」通報の目的は子どもの命を守ることである。など、多くのことを学ぶことができた研修会でした。

各地区・団体人権学習

新温泉町では、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、ハンセン病、インターネットによる人権侵害などの人権課題をテーマに、各種団体、地域住民、新温泉町職員を対象にした人権学習会を年間延べ60回程度実施しています。

各地区人権学習会

8月の差別をなくし人権文化をすすめる町民運動強調月間を中心に町内約30会場で人権学習会を実施しています。温泉地区では主に集落を単位とした学習会、浜坂地区ではブロック単位、旧小学校区単位の学習会など様々な形で学習会を展開しています。



前地区人権学習会（8/11）

各種団体人権学習会

町内の職場や団体、サークル等を対象にした学習会を実施しています。それぞれの団体が職場や文化会館などを会場にして積極的に人権について学んでいます。



高齢者大学・とちのみ学園
人権学習会（9/18）

町職員人権学習会

新温泉町職員約500名を対象にした人権学習会を実施しています。毎年10月を中心に学習会を開催し、令和元年度は延べ11会場で実施しました。全職員がそれぞれの希望する会場での学習会に参加しています。この学習会は職員の勤務時間中に実施しており、職員は職務の一環として研修しています。



町職員人権学習会（10/28）

住民交流学習人権講座

文化会館を会場として、文化会館の近隣地区の住民等を対象とした住民交流学習会（成人学級）を6月から10月にかけて毎月1回（年5回）開催しています。各地区の人権教育推進員や地域住民、さらには文化会館運営委員など毎回40名近い方々が学んでいます。人権DVDを視聴し、その後人権啓発指導員の講話で学習を深めています。

第1回人権講座

開催日：令和元年6月26日（水）
テーマ：同和問題
DVD「日本国憲法と部落差別」
人権啓発指導員：中村勝明氏



第2次世界大戦が終結し、日本は敗戦国として連合軍の占領下に置かれていましたが、連合国総司令部（GHQ）は、それまで民主主義や人権を認めていなかった「大日本帝国憲法」を廃止し、新たな憲法の原案を提示しました。このDVDでは、憲法が制定された経緯を検証するとともに、その過程で、戦後初の男女同権による民主選挙によって選出された国会議員たちが主体的に憲法制定に取り組んだことを明らかにしました。さらに、平和の基礎となる人権尊重の精神がどのようにして憲法に書き込まれたか、特に第14条の条文をめぐる議論に注目し、「部落差別の禁止」が明確に記載されたことも明らかにしました。条文中の「社会的身分」が「部落差別」のことを示しており、「日本国憲法」が新の「解放令」である。憲法は「差別を黙って見過ごしてはならない」ことを私たちに示している、などを学習しました。

中村勝明指導員の講話では、次のことを学習しました。

小学校当時、江戸時代には「士・農・工・商・エタ・非人」という身分制度があったことを教えてもらったが、現在の研究によるとそれは間違いであることが明らかになっている。「士」の下には「農民」と「町人」がおり、その下に「奴隷」身分があった。しかし、それは「エタ・非人」身分ではなかった。「エタ・非人」身分は、身分制度の枠外に位置づけられていた。なぜ枠外におかれていたかということ、人々が嫌がる仕事を任せられていたからである。それらの仕事は「穢れ」があるとされていたのである。例えば、死牛馬の処理や、現在の警察の仕事のような罪人の取締り、神社の穢れ落とし（清掃）、お祓いなどである。それらはすべて「穢れ」たものとされていた仕事であったゆえに、それらの仕事に携わっていた人々も穢れていると考えられていた。「エタ・非人」身分は、決して貧しくも無く、かえって裕福な人々もたくさんいた。死牛馬の処理で得られた皮で革製品を作ったりしていたからである。「エタ・非人」身分の人は、「穢れ」仕事を任される代償として、税を払わなくて良かったので落ちぶれた「武士」身分が「エタ・非人」身分に入ってきたことなども明らかになっている。

明治4年には、いわゆる「解放令」（賤民廃止令）が制定されたが、それは、身分制度を廃止することが目的ではなく、「エタ・非人」身分からも税を徴収するためのものであった。「エタ・非人」身分から税を徴収し、土地も取り上げ、仕事も取り上げていった。そのため、「エタ・非人」身分の人たちは苦しい生活を強いられていった。

大正11年、彼らは、自らの立場を守るために「水平社」を立ち上げた。しかし、第2次世界大戦に入ると「水平社」にかかわっていた人たちは非国民扱いされ運動は下火になっていった。

明治22年に「大日本帝国憲法」が制定されるが、それは天皇中心の憲法であり、人権無視の憲法でもあった。敗戦後の昭和22年に現在の憲法が制定されたが、この憲法は、素案を連合国総司令部が作成し、日本の国会において、国会議員の手によって手直しされていった。憲法14条には「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とある。この中の「社会的身分」とは、単なる「社会的地位」のことではなく「社会的な事情によって起こっている一つの特性からくる身分」となっている。すなわち、「部落差別」のことを指しているのである。憲法が本当の意味での「解放令」となった。憲法は守らなければならない。差別することは憲法違反である。私たちは、差別をなくすために自ら考え、そして伝えていかなければならない。人は学ばなければ他人の考えに追従してしまうことがある。自分で学び、自分で判断できる力を身に付けなければならない。

多くのことを学ばせていただいた学習会でした。

第2回人権講座

開催日：令和元年7月24日（水）
テーマ：障がいのある人の人権
DVD 「お互いの本当が伝わる時」
人権啓発指導員：西口正男氏



雇用分野に関しては「障害者雇用促進法」、雇用以外の分野に関しては「障害者差別解消法」がそれぞれ施行され、事業者・事業主に対して障害者に対する「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供義務」が定められました。しかしながら、障がいのある人に対する差別は解消されたとはいえず、また、自分が意図せずとも相手を傷つけているケースも少なくありません。

このDVDは、①先天的に目が不自由な女性会社員、②車椅子で仕事をしている女性会社員、③発達障がいのある男性会社員の3つの職場場面で構成されています。「目が見えないのにすごい」とか「目が見えないからわからないだろう」のように目が見えない人を特別視するのは「見える世界」を基準とする「上から目線」である。目が不自由な人に色をすることは配慮に欠けるのではなく、普通に話すことが自然であり、特別視されることのほうが居心地の悪いものである。目が見えないことが不便なことではなく、目が見えなくても不便と感ぜないような環境を整えることで障がいを取り除くことのほうが大切である。「障害のある人が生活を送る上で妨げとなる社会的障害を取り除くための配慮」を合理的配慮という。健常者と障がい者を妨げる壁を作るのではなく、お互いを生かし合う工夫をすることで、すべての人にとって新しい価値が生まれてくるのである。障がい者と一口に言っても身体状況や困り感、性格もそれぞれである。見えないことを壊すにはお互いに自分を伝え合うことが必要です。

発達障がいのある人の特徴は、聴覚過敏、臭覚過敏などがあり、ヘッドホン、マスクなどで防ぐことも可能である。誰も口に出して言わないだけで苦手なことや困っていることがあるものである。自分で「普通」だとおもっていることが、誰に対しても普通ではないことがある。お互い良いところを伸ばすことが大切である。できないことに目を向けることよりできることを伸ばすことである。発達障がいや知的障がいのある人と一緒に働く場合は、どうしてもできないことに目を向けがちになるが、少しの配慮や工夫で解決できることもある。できることを伸ばすための支援は本人のモチベーションを高めることにもつながる。

障害のあるなしにかかわらず、困っていることを伝え合い、補い合える「お互い様」のコミュニケーション、一人ひとりが能力を最大限に発揮できる職場環境はそこから生まれる。「障がい」とは困っている本人の問題ではなく、社会全体の問題である。等を学習しました。

西口正男指導員の講話は、2016年4月に「障害者差別解消法」が公布・施行された。新温泉町では人権に関する町民の意識調査を5年毎に実施しているが、前は平成26年に実施し、今回は昨年度末に実施し、現在結果をまとめている最中であると聞いているが、その中の「人権や差別問題について関心があるか」の設問では、前は48%が「関心がある」と回答していたが、今回の調査では56%が「関心がある」と答えている。このことは、学習会の継続等で関心が高まっているのも要因の一つと考えている。中でも、関心があると答えている項目で最も高いのが「障害のある人に対する差別」の51%である。

「障害者差別解消法」の内容は、障がいを理由とする「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めている。「合理的配慮」とは、障がいのある人となない人が、実質的な平等を実現するために行われる正当な社会環境の変更や調整である。つまり、障がいのある人も障がいのない人と等しく、基本的人権を享有する個人として尊厳され、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有するというものである。今、元気で健康体の人であっても、いつ病気になり、けがを負い、身体が不自由になるかわからない。そして、人は必ず年老い、知的にも衰えるものである。

今回のDVDでは心に残る場面が多くあった。目の不自由な人がダンボールにつまずいて転んだ場面での会話で「障がいがあることが問題ではなく、通路にダンボールを置いておくことこそ問題であって、その環境を整えることで障がいを取り除いていけばいいんだ。」という部分である。その考え方はまさに合理的配慮につながる考え方であると考えている。

壁（バリア）は自分たちで作っている。見えない壁を取り壊すには、お互いに自分を伝え合うことが必要である。など多くのことを学びました。

第3回人権講座

開催日：令和元年8月28日（水）

テーマ：子ども・若者の人権

DVD「君が、いるから」

～幸せにつながる社会をめざして～

人権啓発指導員：河越智子氏



子どもや若者は社会の希望であり、未来を作る存在であるにもかかわらず、現実を顧みると、子どもや若者が被害者や加害者になる悲痛な事件が後を絶ちません。いま、このときも虐待やいじめ等により人権を侵害され苦しんでいる子どもや若者が「すぐ隣にいる」ことに私たちは気付かなければなりません。

DVD「君がいるから」は、母親からの心理的な虐待に悩む若者「奏」が主人公として登場しています。

奏と母親との会話の中で、『あなたのために言っているのよ』『だから精一杯がんばって。ママも頑張るから』『わかってない！心が弱いから肝心なところで失敗するの！』『いつからママを騙していたの！』『あなたみたいな子どもに仕事なんかできるわけない。ママが止めさせてあげる』『裏切り者！今まで私がどれだけがまんしてきたか。全部あなたのためよ。こんな思いするぐらいならあなたなんて生まなきゃ良かった』などの母親の言葉に対して、奏は過呼吸を発症するまでになっていました。

このDVDでは、子どもや若者が、社会的に自立していくためには何が必要かを私たちに問いかけ、改めて女性の人権という視点で多くのことに気付かされたDVDでした。

後半の河越智子人権啓発指導員の講話では次のようなことを学びました。

今、全国には悲惨な虐待を受けている子どもたちが多くいる。そのようなことを踏まえて、本年6月には改正児童福祉法、改正児童虐待防止法が成立した。

「児童虐待」には、殴る・ける・食事を与えないなどの「身体的虐待」、恫喝・無視・自尊心を踏みにじる、子どもの目の前で夫婦喧嘩をするなどの「心理的虐待」、性的暴力・性交を強要するなどの「性的虐待」、病気の放置・学校に通わせないなどの「ネグレクト」がある。

「しつけのつもり」は「親の言い訳」である。

2018年度中に全国の児童相談所が児童虐待で対応した件数は約16万件で前年度に比べて2万6000件増えており、2014年度と比較すると倍増している。児童虐待の内容は、「心理的虐待」が62%を占めている。また、2017年度中に虐待で亡くなった子どもは65人である。

「教育虐待」という言葉がある。その意味は、「あなたのため」という大義名分のもと、親が子どもに行う、「いき過ぎた教育やしつけ」のことである。

「あの子、もしかしたら虐待を受けているのかしら」「子育てが辛くて、つい子どもにあたってしまう」「近くに子育てに悩んでいる人がいる」などのときは、迷わず「189（いち早く）」に電話してください。

近くの児童相談所につながり、専門家が対応してくれます。

2017年度の不登校児童（小学生）は3万5032人、不登校生徒（中学生）は10万8999人であった。

2018年度の自殺者数は全世代では2万840人（前年比481人減）あり、そのうち、10歳から19歳の自殺者数は599人（前年比32人増）である。そして、遺書などから特定できた原因別でみると「家族からのしつけ・叱責」が小学生男子で43%、小学生女子で33%、中学生男子で18%、中学生女子では「親子関係の不和」が20%を占めている。

「子育て」を「孤育て」にしてはいけない。必ずしもいい大学に入ることが子どもの幸せにつながるとは限らない。子どもの願い、子どもの人生はその子ども本人のもの。私たち大人は、そのことを大切にしていかなければならない。多くのことを学んだ学習会でした。

第4回人権講座

開催日：令和元年9月25日（水）
 テーマ：高齢者の人権
 DVD「高齢者虐待」
 ～尊厳を奪わないために～
 人権啓発指導員：陣在清司氏



DVD「高齢者虐待～尊厳を奪わないために～」では、実際にあった高齢者の虐待報告を再現ドラマ形式で3つの事例が紹介されました。

- ①老老介護の閉ざされた中で起きる夫婦間の虐待
- ②親のために良かれと思う気持ちが無自覚に生む虐待
- ③いつまでも立派な親でいてほしいという親への尊厳が親の老いを受け入れなくさせることで起きてしまう虐待

高齢者には介護サービスを受けることは恥だとする傾向があり、結果として介護を抱え込んでしまい虐待につながるケースがある。家族、近親者が地域にどのような介護サービスがあるか理解していない。介護する側の都合や立場で介護を考えていないか、介護の知識の無いまま、素人判断で食事や運動をやらせていないかなどを振り返る必要がある。世間体を気にして知らず知らずに虐待を行っているか。地域包括支援センターに相談して、地域の介護サービスにどのようなものがあるか学ばなければならない。など多くのことを学びました。

後半の陣在清司人権啓発指導員の講話でさらに学習を深めることができました。虐待は命にかかわることである。28.4%という数字が記憶に新しいが、これは全国の高齢化率である。新温泉町は39.6%、限りなく40%に近い数字になっており、県下で3番目に高い。しかし、見方を変えれば、少子化の中で一人の子どもに複数の高齢者が関わることもできる。高齢者の知恵は捨てがたいものがある。

「しつけ」と「虐待」はどう違うか。「しつけ」は「教える」ことであり、虐待は「感情のまま力で押さえる」ことである。虐待には、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト、身体的虐待の4パターンがある。最も多いのは身体的虐待であり、次に心理的虐待である。家族の中で、高齢者虐待の加害者は息子が最も多く、夫、娘、妻と続く。虐待で最も大切なことは早期発見であるが、なかなかできていないのが実情である。介助者を孤立させないことも大切なことの一つである。

新温泉町には地域包括支援センターがある。何か困ったことがあれば連絡してほしい。人権の世間づくりで大切なことは「心のバリアフリー」である。など多くのことを学んだ学習会でした。

新温泉町民の高齢者の人権問題に関する意識調査結果（令和元年度）

●高齢者について、人権上特に問題があると考えているものは。

項 目	前回調査 (平成 26)	今回調査 (令和 1)
	率 (%)	
(1) 道路の段差解消、エレベーターの設置など高齢者が暮らしやすい町づくりや住宅づくりが進んでいない	33.9	32.0
(2) 働ける能力を発揮する機会が少ない	30.6	24.3
(3) 高齢者だけの賃貸住宅への入居が難しい	11.2	10.3
(4) 悪徳商法による被害が多い	26.1	24.1
(5) 病院での看護や福祉施設での介護や対応が十分でない	22.0	18.3
(6) 高齢者がじゃま者扱いされ、意見や行動が尊重されない	12.6	8.5
(7) 家庭や施設での介護を支援する制度が整っていない	33.1	30.6
(8) 情報を高齢者にわかりやすい形にして伝える配慮が足りない	20.1	23.9
(9) 家族が世話をすることをさけたり、家族から虐待を受ける	13.3	11.2
(10) その他	2.6	2.4

第5回人権講座

開催日：令和元年10月23日（水）

テーマ：同和問題

DVD「恥ずかしいのはどっちだ」
～差別する側・される側～

人権啓発指導員：日浦 智氏



DVDでは、狭山事件をきっかけにして同和問題に関わりはじめ、過去にハーバード大学でフェローを務めたこともある社会学者の江嶋修作氏の取り組みを紹介していました。

差別している側が恥ずかしい思いをしないで、差別をうけている側が恥ずかしい思いをしなければならないのはなぜか。おかしい。いじめ問題も同様である。いじめをしているほうはなんとも感じずに、いじめられているほうが恥ずかしい思いをしている。これも変だ。いじめられた体験を持っている人にいじめを受けた話を聞いても話してくれない。一方、いじめたほうは悪気も無く話してくれる。おかしい。いじめや差別には理由や根拠はない。江戸時代に差別があったからといって現在あること自体がおかしい。いじめや差別は受ける側には理由はない。差別する側、いじめる側にその理由がある。誰かを差別していないと生きていけない人が差別をしているだけである。いじめにも理由はない。背が高いという理由でいじめられるクラスでは、背が低いという理由でいじめられる人もいる。誰かをいじめていないと生きていけない人間がいるのである。つまり、不安定な状況にある人が欲求不満状態になり、嫉妬心を相手に向かって投げつけて解消しているだけである。この投げつける行為がいじめであり差別である。部落差別も同様である。差別している人間が、自分のコンプレックスやストレスを解消するために差別しているだけである。いじめや差別する側には理由はなく、ただ単に個人の欲求不満状態を解消しているだけである。差別は差別する側の事情で造られているだけである。いじめや差別を受ける側が恥ずかしがることはない。下を向いて生きていくことはない。相手にしないことである。理由なく自分の欲求不満や劣等感で差別しているだけである。つまらない差別に命を奪われるな。

後半の日浦指導員からは、新温泉町は人権啓発条例制定の町である。条例の第3条には町民の責務として「町民は、お互いに基本的人権を尊重し、自ら人権尊重の町づくりの一員であることを自覚し、差別の解消に努めるものとする」とある。DVDを見て、江嶋修作氏の熱い思いを感じた。「差別は差別する側に問題があるのだ」というところに強く共感した。そして、いじめ、差別をしている人は、醜く、汚らしく、いやらしい生き方をしているということもそのとおりだと思わせてもらった。

「部落差別解消推進法」はすばらしい法律である。そこには8つのポイントがある。

- ①「部落差別は存在している」
- ②「部落差別はゆるされない」
- ③「部落差別のない社会を実現する」
- ④「部落差別を解消する必要性に対する国民一人ひとりの理解を深める」
- ⑤「部落差別の解消に関する施策を講ずる」
- ⑥「部落差別に関する相談体制を充実させる」
- ⑦「部落差別を解消するための教育及び啓発を行う」
- ⑧「部落差別の実態調査を行う」である。

また、部落差別解消推進法の「学びの革新」には3つのポイントがある。

- ①部落差別の存在を法律で認知した
- ②差別のとらえ方の転換として「部落を変える」時代から「社会を変える」時代へ変化している。

つまり、差別の「結果に対する補償」から、差別の原因の変革に迫る「人権社会の建設」である。差別することを恥じる社会の建設である。問われているのは「区別」を「差別」に転化した社会のあり方である。例えば、在日韓国・朝鮮人差別である。韓国・朝鮮人であることによる差別が存在するのは日本だけである。つまり、韓国・朝鮮人に対する差別は、国籍や民族という「区別」にあるのではなく、日本社会や歴史の現状の中にその原因が存在しているということである。部落差別解消推進法は「部落差別のない社会を実現することを目的とする」と明言している。「社会変革こそが差別解消の道である」ことを明記したのである。

- ③「寝た子を起こすな論」を否定した

きちんと教えることを放棄すると、間違った社会意識や間違った情報を吸い込んで育つ。正しく教えることが「本当にそれでいいのか」と立ち止まれる抵抗力となるのである。

多くのことを学ばせていただいた学習会でした。

文化会館教養教室講座

文化会館は昭和53年に設立され、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざし、町民の福祉の向上と町民に対する人権啓発の推進、町民交流の促進を図るため、人権啓発活動や人権学習会、住民交流会などに取り組んでいます。現在、住民交流を目的にした教養教室講座は8講座を開講し、のべ136名の地域住民が教養と交流を深めています。

着付け教室

本年度の教室生は15名です。月1回程度、平日に開催する教室です。

「日本の伝統文化でもある着物を自分で着られるようになりたい」「嫁に着させてやりたい」との思いで頑張っています。

講師の先生は明るく、皆さんが楽しく着られるようにポイントを丁寧に教えてくださいます。お互いに着付けをし合ったり、着たまふ帰宅して家族に見せたりしながら楽しんでいます。

皆さん、一緒に学びませんか。(教室生)



手芸教室

毎年、教室生が作りたいと思う作品を作っています。作品の出来上がりを楽しみ、最後は干支作りで締めくくります。

年々教室生が少なくなりとても淋しく残念です。

皆さんも物づくりを楽しんでみませんか。

ぜひ参加してみてください。お待ちしております。(教室生)



銭太鼓・エイサー教室

現在の銭太鼓・エイサー教室は人数も少なくなり、孫さんたちの力を借りて毎月1回練習をしています。介護施設等から声をかけていただくと練習回数を増やし、皆さんによかったと喜んでいただけるよう頑張っております。

楽しく練習をしていますので是非多くの方の参加をお待ちしています。(教室生)



和紙折り紙教室

松森先生の指導のもと、本年度は桜、ひまわり、ダリヤ、などを作ることができました。

和紙の持つ風合いや柔らかさ、温かさで癒される素敵な作品になりました。

興味をお持ちの方、一緒に作ってみませんか。

お待ちしております。(教室生)



料理教室

料理教室は、郷土料理研究会の指導により年間6回（奇数月）開催しており、調理実習を通じて交流を深めています。

初回の料理教室では、講座生が作りたいもの、習いたいものなどを出し合い年間計画を立てます。年間を通じて旬を生かし身近な食材を使い、郷土料理や家庭ですぐに役立つ料理を学んでいます。また、文化会館事業に積極的に協力し、観月会でお団子作り、近隣文化祭でバザー（うどん・カレー・おでん）、高齢者の集いで昼食を作っています。

バランスのよい食事は、私たちの体の健康を維持するためにとっても大切です。

料理教室で楽しみながらレパートリーを広げてみませんか。料理に関心のある方は気軽にご参加ください。（教室生）



茶道教室

乙野先生のご指導で月に1回、2時間のお稽古をしています。美味しいお菓子と一服のお茶をいただきほっとする時間です。9月に観月会、12月に文化祭があり、他の教室の方々にお世話になりながら交流を深めています。

お茶は敷居が高いと思われがちですが、相手を思いやり美味しいお茶を差し上げたいという少し気軽な気持ちでお茶を点ててみませんか。

皆さんお待ちしております。（教室生）



生け花教室

生け花教室は、今年も米村先生、志田先生にご指導を受けて、新顔の方、ベテランさんを含めていつの間にか四季折々の花の名前を覚えてきてます。

「あなたの枝ぶりはいいな～」なんて声が聞こえてきたり「このままで良いですよ」と先生の話し声がするなど、そうして、”生け花友だち”になっていきます。（教室生）



いきいき百歳体操

『この一年間に転んだことはありますか。＜はい・いいえ＞』これは高齢者の基本チェックリストの一項目です。40歳を過ぎる年を重ねるたびに老化は進み脚腰の筋力は衰えます。

「転倒→骨折→寝たきり（要介護）」という状態は避けなければなりません。散歩、ウォーキングだけでは脚腰の筋力を維持することは困難です。

「いきいき百歳体操」は筋肉を鍛え、筋力をつけ、老化の勢いにブレーキをかけます。同時に、脳からの「動け!」という指令に素早く反応する能力を高めることができます。

皆と一緒に楽しみながら元気になりましょう。（教室生）



住民交流事業

文化会館では、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決をめざして住民交流事業を展開しています。主な事業は、スポーツ交流事業としてグラウンドゴルフ大会、アジャタ大会、文化交流事業として観月会、近隣文化祭、高齢者を対象にした高齢者交流会などです。

スポーツ交流事業

●グラウンドゴルフ大会

開催日 令和元年 6月 2日(日)
令和元年10月26日(土)
場 所 浜坂多目的公園グラウンドゴルフ場

●アジャタ大会

開催日 令和2年3月1日(日)
場 所 浜坂体育センター

同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決を目的とした「第24回交流グラウンドゴルフ大会」が、6月2日(日)、浜坂多目的グラウンドゴルフ場を会場に、47名の地域住民の皆さんの参加をいただき盛大に開催されました。

当日は、好天に恵まれ、さわやかな春の風を受けながら気持ちよくプレーすることができました。参加者の皆さんは、慣れない芝生コースにもかかわらず日ごろの腕前を十分に発揮し、和気あいあいと交流を深めることができました。

グラウンドゴルフで汗を流した後は、文化会館に会場を移し、表彰式と懇親会を行い、さらなる交流を深めることができました。

大変有意義な一日でした。参加者の皆さんに感謝するとともに厚くお礼申し上げます。

【上位入賞者】

優 勝	大西 照夫さん(中本町)	打数	38
準優勝	山本 尚宏さん(老松町)	打数	39
第三位	奥村 文子さん(七 釜)	打数	41

【ホールインワン】大西照夫さん・奥村文子さん・西岡壽子さん・山本真さん・岩本啓子さん

「第25回交流グラウンドゴルフ大会」を10月26日(土)、浜坂多目的グラウンドゴルフ場で、60名の参加者を得て盛大に実施しました。前日の台風の影響もあり、朝から雨模様でしたが午後には好天になりすがすがしい秋空の下で交流を深めることができました。

当日は、浜坂北小学校の児童たちがたくさん参加してくれ、世代を超えて交流を深めることができました。

グラウンドゴルフで汗を流したあとは、恒例の表彰式と懇親会でさらに交流を深めることができました。

【上位入賞者】

優 勝	西谷 正尚さん(中本町)	打数	35
準優勝	松崎美佐子さん(門陀町)	打数	43
第三位	入江 重勝さん(居 組)	打数	43

【ホールインワン】西谷正尚さん・松崎美佐子さん・木村幸男さん・大田秀幸さん・山本知美さん



文化交流事業

- 観月会 令和元年9月22日(日)
- 近隣文化祭 令和元年12月8日(日)
- 高齢者交流会 令和2年2月実施

観月会

本年度、文化会館では、のべ136名の地域住民の方々が8つの教室で活動していますが、9月22日(日)、文化会館教室生の交流を目的とした第7回文化会館観月会が35名の教室生の参加をいただいて開催されました。

午後6時半に文化会館2階大会議室で開会した観月会は、最初、人権DVD『恥ずかしいのはどっちだ』を視聴した後、お茶会が始まりました。生け花教室生による秋の七草の生け花と料理教室生に作っていただいた十五夜にちなんだ15個のお月見団子、芋、栗、豆をお供えしてある会場で、着付け教室生に着付けをお手伝いいただいた茶道教室生の見事なお手前で、和気あいあいとした中でも厳かな雰囲気の中、とても美味しいお茶をいただきました。

生け花教室生による生け花は、すすき、ワレモコウ、シュウメイ菊、ふじばかま、しゅうかいどう、キキョウ、おみなえしの7種の花を入れて活けていただきました。

料理教室生に作っていただいた三色団子(春先に摘んだヨモギを生地に練りこみウグイス粉をまぶしたウグイス団子、小豆(大納言)を使用した秋の彼岸にちなんだおはぎ、きな粉をまぶしたきな粉団子)をお茶菓子として味わいながら、立花大亀作の釜と十五夜にちなんだ臼型のナツメ、白井半七作や松楽作の茶碗でいただいたお手前は、緊張しながらも味わい深くいただくことができました。

今年の中秋の名月は9月13日(金)でした。約1週間遅れての観月会でしたが、教室生の手作りによる観月会は教室生同士が交流を深めるすばらしいひと時になりました。



近隣文化祭

毎年12月4日から12月10日の一週間は国(法務省)が定めた「人権週間」です。

文化会館では、毎年この期間中に近隣10町内会や文化会館運営委員会、文化会館教室生等が実行委員会となって「近隣文化祭」を実施しています。

令和初年度となる今回は、第27回近隣文化祭(サブテーマ:～人と人、地域をつなぐ～ 実行委員長:八幡町内会長 池田福美さん)を12月8日(日)に開催し、約300名の町民の皆さんが交流を深めました。

展示作品では、文化会館教室生や地域住民の方たちが製作した和紙折り紙、生け花、シャドーボックス、写真、竹細工、手芸、短歌、絵画など多くのすばらしい作品が披露されました。また、バザーでは、文化祭実行委員の皆さんや料理教室生の皆さんに調理していただいた美味しくて格安のおでん、カレー、きつねうどんや湯村温泉の荒湯でゆでたゆで卵などが提供されました。さらに、和服姿の茶道教室生によるお茶席、人権啓発アニメの上映会なども開かれました。

午後の部の舞台発表では、認知症キャラバンメイト「ひらら」による認知症劇を皮切りに、今回初参加していただいた「お笑いマジックショー」や「ギター・トランペット演奏」、浜坂北小学生・ささゆりによる一年間を通して学習してきた「人権学習活動の発表」、浜坂中学生・ひまわりは夏休みに実施した転地学習の様子などの「ひまわり学習活動の発表」、さらには、山吹会の皆さんによる「レクダンスと傘踊り」、近隣町内会の皆さんによる「コーラス」、浜坂太極拳クラブによる「太極拳」、ドリームフラの皆さんによる「フラダンス」、なでしこ会による「エイサー」、また、当日飛び入り参加していただいたベトナム研修生による歌謡ショーなど多彩な演目が披露され、出演者と観客が一体となって大いに盛り上がった一日になりました。



新温泉町人権教育協議会

新温泉町人権教育協議会は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等をめぐるさまざまな人権課題の解決や、豊かな人権文化を構築するための教育および啓発の推進を目的に5つの部会を設置し、さまざまな取組を展開しています。

1 社会教育部会

人権尊重社会を築くため、町内に暮らすすべての人々が人権問題を単に知識として理解するのではなく自らの問題として受け止め、人権問題に直感的に気づく感性や人権感覚をはぐくみ、あらゆる場面に生かせるよう、人権意識の高揚を図るために年6回の人権セミナーを実施しています。

第1回人権セミナー

開催日：7月4日（木）

テーマ：『人工智能に負けない！心が通うコミュニケーション術』

講師：臨床心理士、スクールカウンセラー 中村 経子 さん



教育現場でスクールカウンセラーとして活躍されている中村さんが、最近の学生の傾向や学生とのコミュニケーションの取り方を説明され、役に立つか否かだけの人工智能でなく、あるがままと一緒に考える天然知能が大切であることを話されました。セミナー終了後のアンケートでは「相手を思いやって会話することの大切さを再確認することができた。」等のご意見をいただき、大変充実した講演会でした。

第2回人権セミナー（人権を考えるつどい）

開催日：8月3日（土）

テーマ：『新たな時代の幕開け ～部落差別解消推進法を学ぶ～』

講師：近畿大学人権問題研究所特任教授 奥田 均 さん



開会にあたり、今年度の人権標語・ポスター優秀賞の表彰式を行い、受賞後に作品への想いを一人一人に発表していただきました。若い世代の参加を目的として、豊岡総合高校の平田さくらさんに「バレーとショートカット」と題した人権作文朗読を、浜坂高校の生徒さんに総合司会をしていただきました。

講演会は、近畿大学教授の奥田均さんを講師に招き、部落差別の問題意識を整理し、法律の観点を変えながら分かりやすく講演いただきました。特に最後のまとめ部分では、差別解消のためには社会全体の意識改革が必要であり、それは各自が身近なところを変えていくことで可能となることのお話でした。同和問題に関する理解を深め、人権を身近に感じることができる貴重な講演会となりました。

第3回人権セミナー

開催日：9月5日（木）

テーマ：『行動につながる参加体験型学習 ネット社会を生き抜く力』

講師：新温泉町人権啓発指導員 河越 智子 さん



参加体験型の学習で、知らず知らずのうちに自身が思い込んでいたりするようなことを気づかせてくれる内容でした。グループ討議を行い、その結果を発表して他のグループとの比較をするなど、新たな気づきの仕掛けがありました。具体的な例を挙げて、メディアからの情報を鵜呑みにすることの危険性を認識することができました。ネット社会では、情報を正しく理解して行くことの大切さを学びました。

第4回人権セミナー

開催日：10月3日（木）

テーマ：『発達障がいとは？ ～地域でともに暮らすために～』

講師：鳥取県自閉症協会 理事長 乾 和子 さん



講演は、クイズやビデオ上映を交えて、参加者の注意を引きながら、自閉症等の発達障がいへの理解を深めていくような内容でした。発達障がい児と接する上での注意点を、具体的な例を挙げながら丁寧に説明され、参加者それぞれが認識できました。発達障がいに関するお話でしたが、「子どもの言葉に耳を傾け、いいところを探してほめてやる。おこらないけど譲らない。」など子育て全般に通じるような内容も多くあり、参加者の共感が得られた講演会でした。

第5回人権セミナー

開催日：11月7日（木）

テーマ：『LGBTのこと そして人権 ～誰もが生きやすい社会へ～』

講師：なんもり法律事務所 弁護士 南 和行 さん



自身が同性愛者であるために受けた差別や偏見を含めて実体験に基づいた話で、性的指向等の多様性について理解を深める内容でした。多数の人が普通と思い込みそれを強要することが、少数の人が生き辛い社会にしており、多数の人が少数者へ配慮することが重要であると再認識しました。

2 学校教育部会

学校教育部会は、県の「人権教育基本方針」及び町の「人権啓発方針」等に基づき、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題の解決に向けた教育を発達段階に応じて推進します。

全体研修会

開催日：6月12日（水）

就学前から高校までの教職員が一堂に会し、学校教育部会の実践方針を確認し、共通理解を図ります。また、新温泉町人権教育事業の理解を深めるとともに、各校の情報交換を行い、部会ごとに発達段階を考慮した人権教育を推進します。

合同研修会

開催日：11月14日（木）

各学年部や専門部、学校園等が連携した合同研修会を通して実践交流を深め、指導力を高めまします。また、研修を生かして人権が尊重される学校園づくりに努め、差別解消に向けて、子どもたちの正しい判断力や実践的な態度を育成します。

P T A・教職員合同人権研修会

町内の各小中学校のP T Aで人権研修会を開催し、学校と家庭が連携して、幼児児童生徒並びに保護者や教職員の人権意識の向上に努めます。



3 企業部会

企業部会では、「あらゆる人権課題の解決に向け、職場における研修の内容をどう創造し、どのように実践していくか」をテーマに、明るい職場づくりをめざして、企業合同研修会を実施します。そして、一人一人の人権が大切にされ、生きがいのある職場づくりにむけて各種団体、企業等での研修会を積極的に支援、実施します。また、商工会だより「みゆみ」を活用し、人権標語・ポスター等を掲載し、人権啓発を行います。



4 地域部会

地域部会では、部会員の住民に参加を募り人権学習視察研修を行います。先進的な取組や、人権ゆかりの地を訪れ、人権尊重の精神の高揚を図り、差別のない明るいまちづくりを推進します。また、スポーツ交流活動や、近隣文化祭、地区学習会等を人権推進室と連携しながら実施し、一人一人の違いを認め合い、共に支え合う「共生社会」の実現をめざします。また、事業の様子を積極的に発信し、住民の参画と協働による交流事業を展開します。そして、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題の解決や豊かな人権文化を構築することを目的に、地域における人権学習の推進を地域で支えていくために各地域の人権教育推進員を対象に研修会を実施します。その他に、町の人権推進室と連携し、8月の「差別をなくし人権文化をすすめる町民運動」推進強調月間の取組として、各地区で人権学習会を開催します。



5 啓発部会

(1) 町人教啓発広報紙「えがお」の発行

人権尊重の精神の高揚を図り、差別のない明るい町づくりを推進するために啓発広報紙を発行し、効果的かつ充実した啓発に努めます。年4回発行し、町人教の活動を中心に掲載し、特集のコーナーやコラム、編集後記等を設け、紙面の充実に努めます。

(2) 啓発物等による人権が尊重される理念の普及

「差別をなくし、人権文化をすすめる町民運動」推進強調月間である8月を中心に町内の各種団体と連携し、さまざまな啓発物に人権標語等を掲載し、啓発を行います。

(3) 各種啓発資料等の収集と活用

各種人権教育研究大会や研修会に参加し、報告集や資料を収集するとともに、各方面の資料・情報の収集に努め、研修会、啓発等において活用を図ります。



本人通知制度

本人通知制度とは

新温泉町では、住民票の写しや戸籍謄本、戸籍抄本など戸籍に関する証明書を第三者に交付した場合に、事前登録した人に対して、証明書を交付した事実を通知する「本人通知制度」を実施しています。

戸 籍 法

●戸籍にはどんな内容が記載されているのですか？

昭和22年に制定された戸籍法には、『戸籍の記載』について詳細に決められています。「氏名・出生年月日・戸籍に入った原因と年月日・実父母の氏名及び実父母との続柄・養子であるときは養親の氏名及び養親との続柄・夫婦については夫又は妻である旨・他の戸籍から入ったものについてはその戸籍の表示」などです。

●戸籍は誰でも請求できるのですか？

戸籍に関する証明書を請求できる人は、本人と戸籍に記載されている者、その配偶者、直系親族等です。

ところが、例外で「弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士」の8業士は他人の戸籍に関する証明書を請求することができることも定められています。

戸籍の不正取得

●法令上認められているなら、取得されても問題ないのではないですか？

職権を乱用して、法令に定める職務外で不正に取得する事件が起きています。犯罪に利用されたり、犯罪被害にあうなどの人権侵害につながっています。

悪質な身元調査

戸籍や住民票などを不正に取得され、本籍地や現住所が明らかになることで身元調査に悪用される危険性があります。

金銭的な被害

銀行口座開設や各種契約などに悪用され、詐欺行為に加担させられる、知らないうちに借金を背負わされるなどの被害にあう危険性があります。

戸籍の悪用

知らないうちに自分の戸籍が悪用される、他人が自分に成りすまして各種届出をする、各種証明書を偽造されたりするなどの危険性があります。

ストーカー・DV被害

ストーカーやDV被害防止の申し出がされていないとき住所や家族関係を知られ犯罪被害を受ける危険性があります。

部落差別解消推進法

部落差別の解消に向けて、国や地方自治体に対し、相談体制の充実や教育・啓発活動、実態調査などの取り組みを求める「部落差別解消推進法」が平成 28 年 12 月 16 日に施行されました。この法律は、**現在も部落差別がある**としたうえで、インターネット上に差別的な情報が掲載されていることなどを踏まえ、国には基本的人権を保障する憲法の理念に基づいて**差別の解消に向けた施策を講じる責務がある**と明記しています。

第一条（目的）

「現在もなお部落差別が存在する」とし、「日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものである」とした上で、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」ことを目的としています。

第二条（基本理念）

部落差別の解消に関する施策は「部落差別を解消する必要性に対する国民一人ひとりの理解を深めるよう努める」ことによって行われなければならないとしています。

第三条（国・地方公共団体の責務）

国は「部落差別の解消に関する施策を講ずる」などとし、地方公共団体は「その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める」とし、国及び地方公共団体の責務を定めています。

第四条（相談体制の充実）

国は「部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図る」とし、地方公共団体は「その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努める」とし、相談体制の充実をうたっています。

第五条（教育及び啓発）

国は「部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行う」とし、地方公共団体は「その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める」とし、教育及び啓発の推進をうたっています。

第六条（部落差別の実態にかかる調査）

国は「部落差別の実態に係る調査を行う」としています。

依然として部落差別が存在する現状を踏まえ、部落差別の解消に向け、国、地方公共団体が相談、教育、啓発等の施策に一層取り組むことになりました。

（参照：兵庫県・兵庫県人権啓発協会「人権文化をすすめるために」）

人権啓発推進条例制定のまち しんおんせん

令和元年度 新温泉町人権標語 優秀作品

すてきだね ひとをはげます そのことば

浜坂北小学校4年 やまなか しゅん た
山中 隼太 さん

思いやる 気持ちでつながる 人と人

温泉小学校5年 いのうえ み ゆ
井上 海優 さん

「やめようよ」 勇気の一言 あなたから

浜坂西小学校6年 た なか ひより
田中 陽和 さん

スマホより 目と目でひらこう 心のとびら

浜坂中学校2年 お さき あいら
尾崎 愛莉 さん

新温泉町人権啓発推進条例 (平成17年10月1日施行)

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、町及び町民が共に力を合わせ、お互いの人権が尊重され誇りが持てる町づくりの実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、人権尊重の理念に基づき、人間性を豊かにする人権教育及び啓発活動を推進し、人権意識の醸成及び高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第3条 町民は、お互いに基本的人権を尊重し、自ら人権尊重の町づくりの一員であることを自覚し、差別の解消に努めるものとする。

(以下の条項は略)

★人権学習会のご相談は★

新温泉町文化会館 電話 (0796) 82-3328

問合せ先 新温泉町文化会館 電話 (0796) 82-3328 (令和2年2月作成)